

会員の皆様、こんにちは。

日本は、人口減少の影響で労働者が少なくなる危機に直面しています。その打開策として、今までは育児や家事のために家の仕事をしていた女性や、高齢者、障害者などを積極的に雇用していこうという政策が進んでいたり、ロボットやAIの技術を使って人の業務を機械が代行するような技術開発をすすめたり様々な策を講じています。

しかし、人口減少の打撃は労働力不足だけに留まりません。中小企業の後継者不足は今や深刻の度を深めているのです。今回のテーマは『事業承継税制の拡充』です。是非ご一読ください。

石田まさひろ政策研究会

事業承継税制の拡充

■ 日本経済の屋台骨を揺るがす事業承継問題

中小企業を取り巻く大きな課題の一つが、後継者問題だ。中小企業経営者の高齢化が急速に進んでおり、年齢のピークは、20年間で47歳から66歳にまで上昇。また、2025年までに約245万人の中小企業・小規模事業者の経営者が70歳を迎えるが、このうち約半分が後継者未定というのが現実だ。こうした後継者難を背景として、廃業する企業の約半数は黒字廃業というデータもある。

団塊世代の経営者が引退期を迎える2020年頃には、後継者難を理由に廃業する中小企業が数十万単位で発生する可能性もある。

■ 事業承継税制の抜本的な拡充

こうした現状を背景として、中小企業の世代交代を強力に後押しするため、平成30

年度税制改正において、中小企業の株式を贈与・相続する際の納税を猶予する制度である事業承継税制について、10年間の特例措置として抜本的な拡充を行うこととなった。

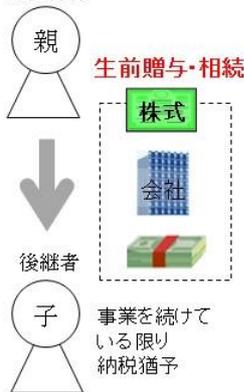
具体的には、

- 現行では株式総数の3分の2までとされている猶予対象の株式の制限を撤廃するとともに、納税猶予割合を80%から100%に引き上げることにより、贈与・相続時の納税負担が生じない制度とされた。
- また、各種要件のうち特に厳しいと言われている雇用確保要件を弾力化し、承継後5年間で平均8割の雇用を維持できなかった場合でも、直ちに納税猶予が打ち切られないこととされた。
- 加えて、複数人から1人の後継者への承継や、1人から最大3名の後継者に対する贈与・相続にも対象が拡大された。
- さらに、経営環境の変化に対応した減

事業承継税制の特例について

今後10年間の贈与・相続に対する特例として、代替わりを促進。

中小企業(非上場)
の経営者



入口の要件の抜本緩和

総株式の最大3分の2が対象

猶予割合80%

承継後5年間平均8割の
雇用維持が必要

全株式が対象

猶予割合100%

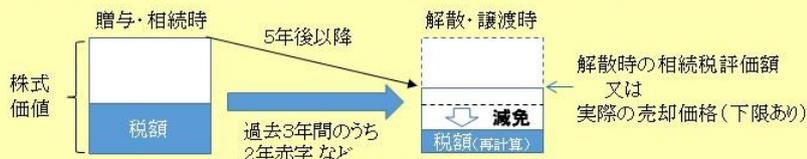
雇用要件は弾力化

5年後に平均8割を満たせず、かつ、経営悪化している場合などについて認定支援機関の指導助言

承継後の負担の抜本軽減

経営環境変化に対応した減免制度

会社を譲渡(M&A)・解散した場合には、税額を再計算 ⇒ 税負担に対する将来懸念を軽減



承継パターンの拡大

複数人→1人
1人→最大3人(代表者)
も事業承継税制の対象とする

5年以内の承継計画の届出 → 10年以内の贈与・相続が対象

・後継者指名や経営見通し等
・金融機関その他の認定支援機関の指導助言

その後の猶予期間も含めて特例が適用される

免制度を創設し、将来の税負担に対する不安にも対応することとされた。

このような思い切った拡充措置により、これまで事業承継税制の利用をためらう要因となっていた障害が取り払われ、更に使いやすい制度となった。

■ 税制・予算措置を含むパッケージでの支援

事業承継において障害となるものは、必ずしも相続税負担だけには限られない。後継者の不在や、将来の見通しが立たないことなど、それぞれの中小企業によって、抱える問題は様々だ。このため、税制の拡充だけではなく、事業承継に対する様々な支援策が用意されている。専門家の派遣や、

親族以外に事業を引き継いでもらうための後継者マッチング支援、事業承継をきっかけとした新たな取組に伴う設備投資への補助金などを含めた総合パッケージで中小企業の事業承継を支援することとされている。

事業承継の問題は、経営者が一斉に引退時期を迎える今後10年が勝負だ。事業承継税制をはじめとする支援策により、中小企業の代替わりが進み、生産性向上、地域経済の活性化につながっていくことが期待される。

著者：BS

このメールは送信専用メールアドレスから配信されています。ご意見は info@masahiro-ishida.jp までお寄せください。

【配信停止・設定変更】本メールサービスの解除を希望する方は、石田まさひろ政策研究会までご連絡ください。

【配信元】石田まさひろ政策研究会 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-1-1

Copyright© Masahiro ISHIDA all Rights Reserved ---掲載記事の無断転載を禁じます---